

大学生等奨学金 貸与規程

公益財団法人亀井記念財団

2014年2月24日現在

公益財団法人 亀井記念財団
大学生等奨学金貸与規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人亀井記念財団（以下「当財団」という。）の定款第4条第1号に規定する事業を行うにあたり、大学院、大学の学生に対する奨学金の貸与に関し、必要な事項を定めることにより公正で適切な奨学金貸与事業を行う事を目的とする。

第2章 募 集

(募集方法)

第2条 奨学生の募集は、理事会及び評議員会で承認された事業計画（以下「事業計画」という。）に基づき、応募に必要な書類を各学校へ送付して行う。

(対象学校)

第3条 募集対象学校は、事業計画で定めた学校のとおりとする。

(募集人員)

第4条 募集人員は、事業計画で定めた人員のとおりとする。

第3章 応 募 ・ 出 願

(応募資格)

第5条 当財団の貸与奨学金を受けるためには、次に定める応募資格に該当しなければならない。

- (1) 事業計画で定めた学校に在籍する日本国籍の大学院及び4年制大学の学生（学年は問わない。）
- (2) 人物に優れ学業成績が優秀で、学資負担が困難な学生

(出 願)

第6条 出願には、当財団所定の奨学金申込書（願書・推薦調書）（以下「奨

学金申込書」という。)に当財団が定める所得証明書等の書類を添付し、
学校長の推薦を受けなければならない。

- 2 学校長は、奨学金申込書を提出した学生が、前条第2号の定めに抵触していないか及び添付書類に漏れがないか確認後、当財団が定める期日まで、奨学金申込書と添付書類を当財団へ送るものとする。

第4章 選考及び採用

(選考)

第7条 選考は、書類選考とし、国内奨学生選考委員会が行う。

- 2 選考の可否の要素は、奨学生選考委員会運営規程の奨学生選考基準のとおりとする。

(採用可否の通知)

第8条 採用の可否は、学校長及び学校を経由して本人あてに行う。

- 2 採用通知を受けた者は、当財団所定の誓約書及び住民票を当財団あてに提出しなければならない。

(選考結果の公表)

第9条 奨学生の選考結果は、公益法人の認定基準に従い公表する。ただし、
個人名及び学校名は公表しない。

第5章 奨学生の異動

(奨学生の異動)

第10条 奨学生は、次に掲げる事由が発生した時は、遅滞なくその旨を学校
を経由し当財団あてに連絡しなければならない。

- (1) 氏名の変更
- (2) 現住所の変更
- (3) 休学及び復学
- (4) 留年
- (5) 長期の欠席及び長期の留学
- (6) 他の大学院又は大学への転校
- (7) 停学及び退学
- (8) 奨学金を辞退する時

(奨学生の資格喪失)

第 11 条 奨学生が次の掲げる一つに該当すると認められる時は、その状況により在学する学校長の意見を聴取して、奨学生の資格を喪失させることができる。

- (1) 事由により修学の見込みがなくなった時
- (2) 学業成績又は素行が不良となった時
- (3) 停学・退学の処分を受けた時
- (4) 奨学金申込書に記入すべき事項を故意に記入しなかった事、又は虚偽に記入した事実が判明した時

第 6 章 奨学金の貸与

(奨学金の貸与)

第 12 条 この奨学金は、貸与とする。

(貸与金額)

第 13 条 貸与する奨学金の額は、事業計画で定めた金額とする。

(併給貸与の制限)

第 14 条 この奨学金は、他の奨学財団等の奨学金を受けていても、貸与とするものとする。ただし、他の奨学財団等が併給貸与を禁止している場合で、採用された奨学生が他の奨学財団等の奨学金を選択した場合は、当財団の奨学金は貸与しない。

(貸与期間)

第 15 条 奨学金の貸与期間は、採用年度の 4 月から正規の卒業年度（最短修業年限）までとする。

(支払方法)

第 16 条 貸与される奨学金の支払いは、学校の指定する銀行口座に当該月分を毎月 5 日（銀行が休業日の時は翌営業日）に振込送金し、学校より本人に渡されるものとする。

2 前項の規定に関わらず、新規採用奨学生については、採用後速やかに、学校の指定する銀行口座へ 4 月から 8 月までの 5 ケ月分を振込送金する。

3 夏季及び学期末休暇等の期間中の奨学金については、繰上げ送金を

妨げない。

- 4 奨学金を学校から受取った奨学生は、当財団所定の奨学金支払簿に受領印を押印するものとする。ただし、学校が奨学生の預金口座へ奨学金を振込する場合は、奨学金支払簿への受領印の押印は要しない。この場合、当財団は、奨学金振込済の写しを、振込都度学校より徴収するものとする。

(奨学金支払簿写の徴収)

第 17 条 当財団は、前条第 4 項の奨学金支払簿の写しを、毎年 3 月分の奨学金支払が完了した後、学校より徴収するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、当財団から振込まれた奨学金を、学校が奨学生の預金口座へ振込する場合は、奨学金支払簿の写しの徴収を要しない。

(奨学金の休止及び復活)

第 18 条 奨学生が留年、休学又は 1 ヶ月を超えて長期欠席をした時及び長期の留学をした時は、その期間奨学金の貸与を休止することができる。

- 2 前項の事由がやんだ時は、在学する学校の学校長を経由し、奨学金貸与の復活・期間の延長を願い出ることができる。

第 7 章 奨学金の返済

(返済の開始)

第 19 条 次の各号に該当する場合は、貸与した奨学金の返済が開始する。

- (1) 正規の最短修業年限に達した時
- (2) 奨学金を辞退した時
- (3) 他の大学院又は大学へ転校した時
- (4) 大学院・大学を退学した時
- (5) 奨学生の資格を喪失した時

(返済約定書の提出)

第 20 条 返済が開始する奨学生は、当財団所定の返済約定書を連帯保証人と連署のうえ、当財団が指定する期日まで、学校を経由して理事長あて提出しなければならない。

(返済の開始月)

第 21 条 返済の開始月は、原則として次のとおりとする。

- (1) 正規の最短修業年限に達した者：卒業した年の 1 2 月
- (2) 奨学金を辞退した者：辞退した年の 6 月又は 1 2 月
- (3) 他の大学院又は大学へ転校した者：転校先の大学院又は大学を卒業した年の 1 2 月
- (4) 大学院・大学を退学した者：退学した年の 6 月又は 1 2 月
- (5) 奨学生の資格を喪失した者：資格喪失した年の 6 月又は 1 2 月

(返済条件)

第 22 条 奨学金は、貸与を受けた期間の 3 倍の期間において、均等半年賦払いにより返済しなければならない。但し、一括返済・前払返済を妨げない。

- 2 返済月は、6 月及び 1 2 月の年 2 回とし、その前月に奨学金返還請求書を該当者あて郵送する。
- 3 利子は徴収しない。但し返済が 1 年を超えて延滞するときは、1 年を経過する毎に、原則として延滞額の年 5 % を延滞金として徴収する。
- 4 本人及び連帯保証人は、氏名・住所を変更したときは当財団に速やかに報告しなければならない。

(返済猶予)

第 23 条 返済を猶予せざる得ない事情が生じたときは、本人の願出により理事長が認めた場合に限り、返済の開始日及び返済期間を延期することができる。

- 2 返済猶予の願出は、当財団所定の奨学金返済猶予願へ猶予の事由等を記載し、その事由を証明する書類を添付して理事長あて願出するものとする。

(返済免除)

第 24 条 次の場合、理事会の承認を得て、家族又は連帯保証人の願出により返済を免除することができる。

- (1) 本人が在学中に死亡した時
- (2) 本人が返済完了前に死亡した時
- (3) その他特別の事情により返済困難となり、これを理事長が認めた時

第8章 罰 則

(罰 則)

第25条 次の各号に該当する場合奨学生は、奨学金に係る全ての権利を失うとともに、貸与した奨学金の総額に、原則としてその期間の金利を加算した合計額について、直ちに返済しなければならない。

- (1) 在学する大学院又は大学で退学処分を受けた時
 - (2) 奨学金申込書に正しく記入すべき事項を故意に記入しなかった事、又は虚偽に記入した事実が判明した時
2. 前項に適用される金利は、年10%とする。

第9章 補 則

(規程の変更)

第26条 この規程の変更は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則 この規程は、平成25年2月19日をもって施行する。

附 則 この規程は、平成26年2月24日から施行する。

変更等履歴

平成 25 年 2 月 19 日 制定

平成 26 年 2 月 24 日 一部変更
第 24 条 返済免除